

# 公開講座「潜水レスキュー」を開催しました！

例年3月になると先島諸島はダイビングのシーズンを迎えますが、潜水ガイドの皆さん方を対象に「潜水レスキュー」の公開講座を西表島で行いました（開催日：2017年3月4日）。今回は30名ほどの参加者でしたが、救命器材と人体モデルを使って水難事故での救命救急の訓練を行いました。参加者は水難事故者を救助する必要がある皆さん方で、救命と救護の実技さらに質問は真剣そのものになっていました。

このように「潜水レスキュー」の現場が様変わりしたのは、水辺事故での救命と救護での医療用酸素の使用が非医療者に容認されたことが大きく影響しています。その詳細は当院のホームページでも紹介してきましたが

([http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/sga/PublicInformation/koukaikouza\\_161210.pdf](http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/sga/PublicInformation/koukaikouza_161210.pdf))、潜水ガイドは事故者の病状から適切な対処が要求されることとなります。

これまで当院に寄せられた事故事例は潜水医学の専門医を中心に検討され、その結果を県内の救急医、救急隊や潜水ガイド、さらに全国の潜水に関係する救急医にも情報提供（潜水救急ネットワーク）をしてきました。その結果、特に厚生労働省の新見解が示された以降では、潜水事故の問い合わせが顕著に少なくなり、県内では離島からの傷病者のヘリ搬送も減少したと聞いています。

医療用酸素に関する法解釈改正によって、潜水ガイドは実践的な「潜水レスキュー」を医療者とともに修練する努力義務があります。ダイビング目的の来県者が年50万人を超える沖縄では「潜水」に関連したレスキューや救急医療、さらに現場との連携が重要になると考えています。

高気圧治療部 合志清隆



熱心に受講する参加者の方々の様子